

会社の秘密はこうして漏れる！ ～漏えい防止の対策、SNS利用の作法他

平成30年8月24日

弁理士・弁護士 加藤光宏



特許法律事務所 樹樹
Patent and Law Firm JuJu



〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目9番16号 丸の内YSビル 5F-B
TEL 052-212-8100 / FAX 052-212-8111

自己紹介

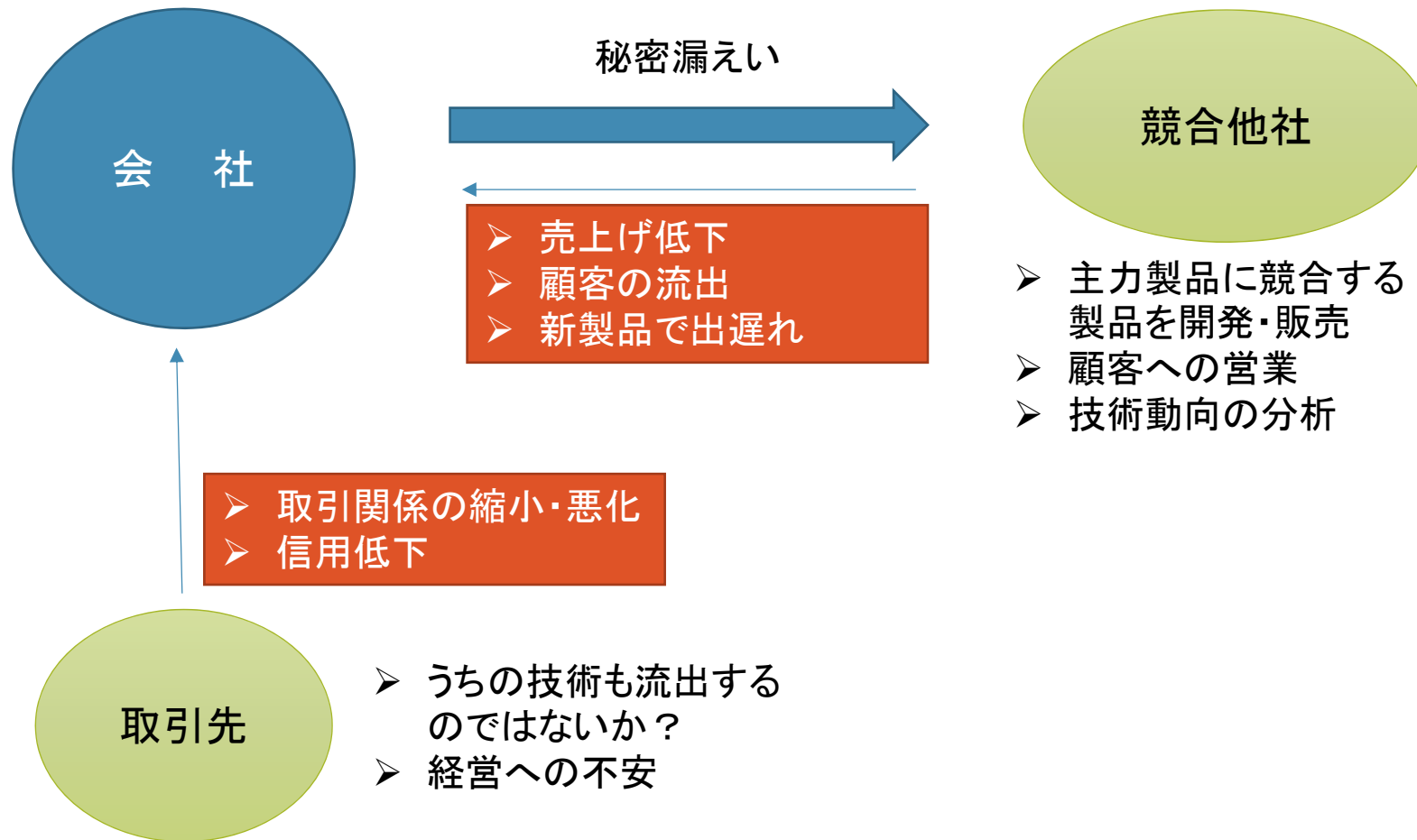
略歴

昭和63年 3月 京都大学工学部航空工学科卒業
昭和63年 4月 川崎重工業株式会社航空宇宙事業本部
平成 9年 1月 弁理士登録
平成16年 4月 名古屋大学法科大学院入学
平成21年12月 弁護士登録、弁理士再登録、特許法律事務所 源 開設
平成23年12月 特許法律事務所 樹樹 開設

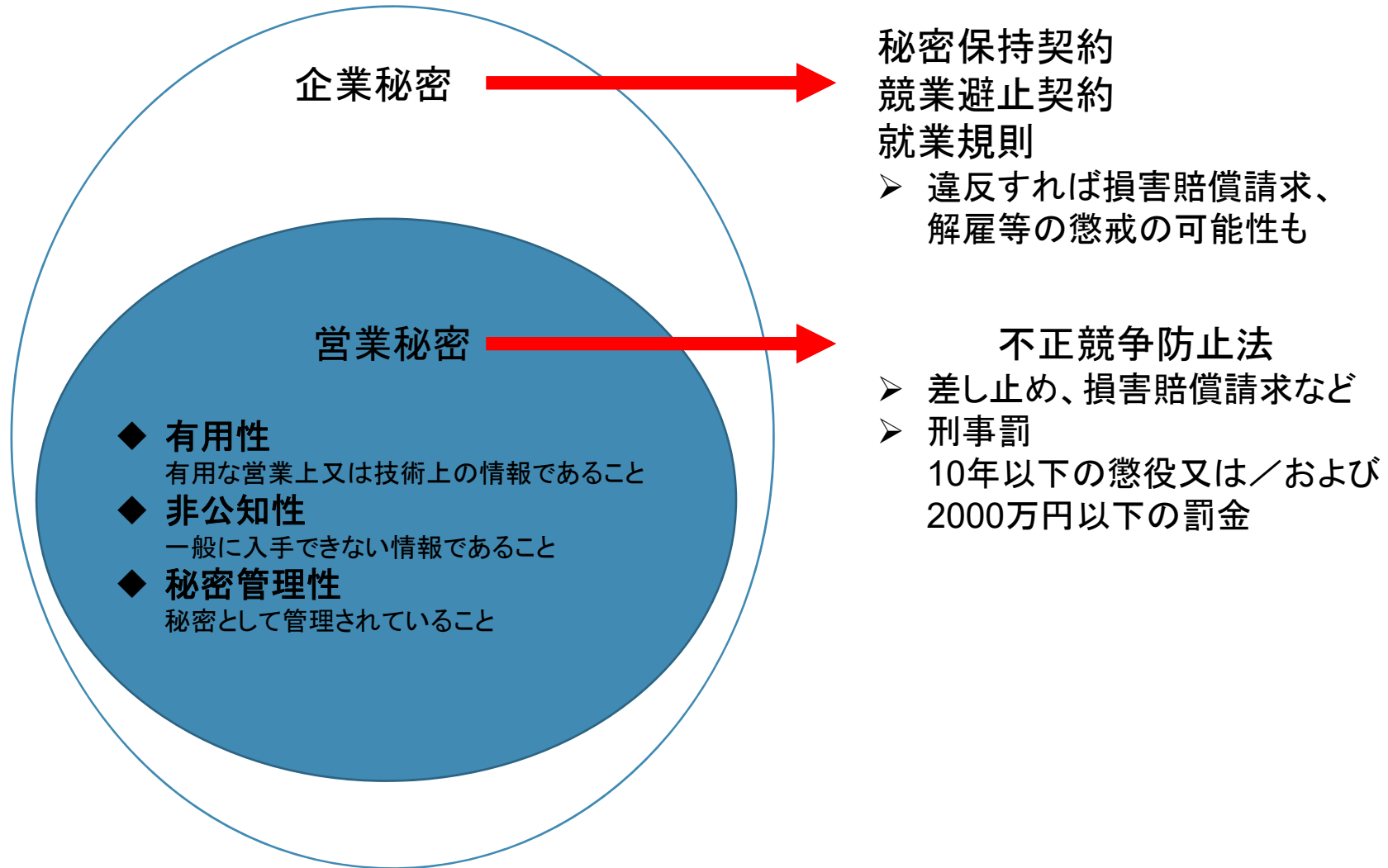
役職等

日本弁理士会東海支部
知的財産制度推進委員会 委員長(2014)
東南アジア委員会 副委員長(2014)
知的財産権支援委員会 副委員長(2015)、委員長(2017)
副支部長(2016)
アジア弁理士会(APAA) 著作権委員会 副委員長(2016～)
愛知県弁護士会 情報問題対策委員会 副委員長(2014～)

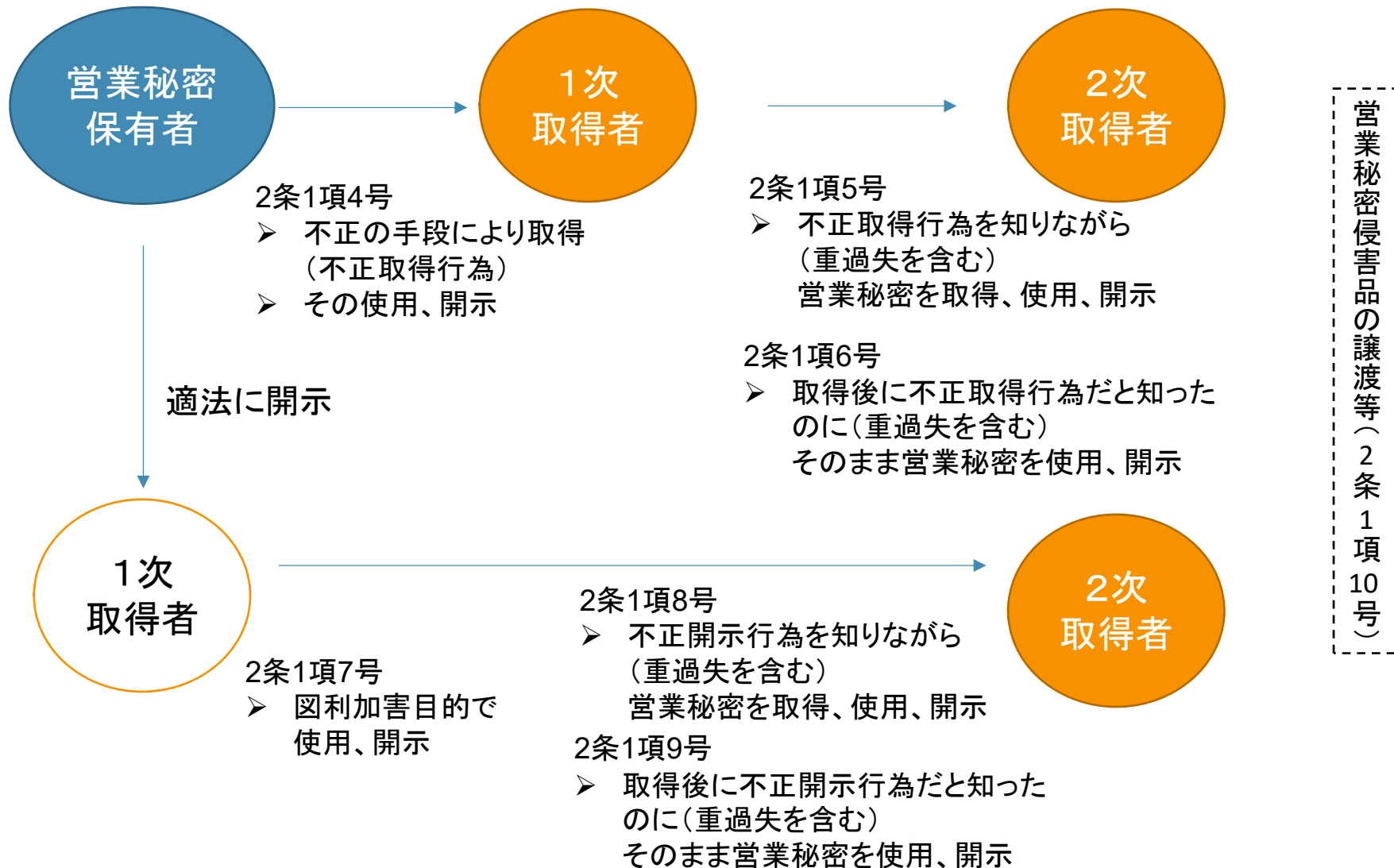
秘密の漏えいによる影響



秘密流出に対する法的措置

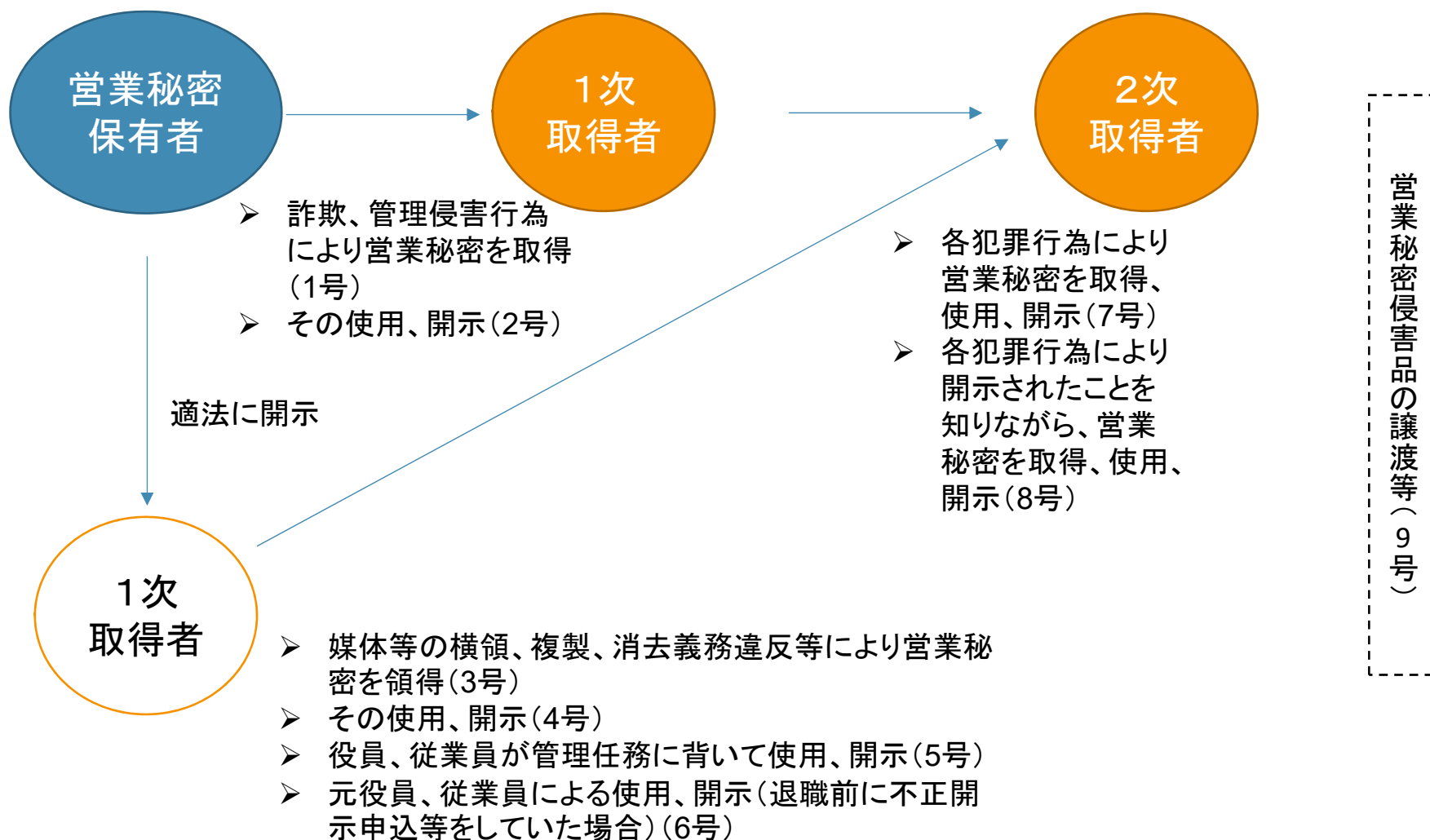


営業秘密に関する不正競争行為(不競法2条1項4~10号)



営業秘密侵害罪(不競法21条1項)

いずれの行為も図利加害目的が要件



秘密の管理

- ◆ 秘密情報と一般情報を区分
- ◆ 秘密情報であることが認識できる状態にする
- ◆ 情報の活用と管理のバランスを考慮(情報の内容に応じたメリハリ)
- ◆ 形骸化に注意

情報の媒体	管理方法
紙	<ul style="list-style-type: none">➤ 書類、ファイルなどに「マル秘」表示➤ 鍵付きロッカーに保管➤ コピー、スキャンの禁止
電子媒体	<ul style="list-style-type: none">➤ 媒体(USBメモリ、CD-ROM)などに「マル秘」表示➤ 電子ファイルのファイル名に「マル秘」などを表示➤ パスワードの設定
物件 (製造機械や金型等、その物 自体が営業秘密と言える場 合)	<ul style="list-style-type: none">➤ 物件のある場所への「無断持出禁止」「写真撮影 禁止」などの表示➤ 営業秘密に関する物件リストを作成し、そのリス トに「マル秘」表示
その他(技能、ノウハウなど)	<ul style="list-style-type: none">➤ 営業秘密のリスト化

問題となる行為

アクセス

- ◆ アクセスが禁止されている情報や、立入禁止とされている場所にアクセスする
- ◆ パスワードをアクセス権限のない者に知らせる
- ◆ 「マル秘」とされた情報をアクセス権限のない者に閲覧させたり、貸与する

取得

- ◆ 「マル秘」とされた情報をコピー、撮影、送信等する
- ◆ 私物のUSBメモリなどをパソコンに接続する
- ◆ 私物のスマートフォン、デジタルカメラ等を持ち込む
- ◆ 「マル秘」とされた情報を部外に持ち出す

漏えい

- ◆ 秘密という認識のない取扱をする
(ファイル等を無造作に放置、マル秘情報を記載した裏紙の使用、PCの画面を表示させたまま離席など)
- ◆ 「マル秘」情報を安易に第三者(取引先を含む)に開示
- ◆ 故意に第三者に漏えい、退職後の流用

情報開示のためのステップ

◆ 取引先や社内の関係者に秘密を開示する場合、次の手順が必要

開示して良い相手か？



- ◆ 社内の者だからといって情報のアクセス権限があるとは限らない
- ◆ 取引先だからといって、秘密保持契約が締結されているとは限らない
- ◆ 取引先の開示相手が秘密保持義務があるとは限らない
- ◆ 相手の秘密管理の能力、姿勢など信頼できる相手か否かの評価も必要

開示権限があるか？



- ◆ 自分に開示権限があるか判断する(安易に業務上、開示が必要という判断はしない)
- ◆ 開示権限がない場合には、責任者の許可を得る

開示内容の制限

- ◆ 開示する情報は必要最小限に厳選する
- ◆ 秘密情報である旨、明確に伝える
- ◆ 取引先企業においてもアクセス者を限定してもらう

個人情報の管理



個人情報を適切に取り扱って、お客様や従業員からの信用を守りましょう。

個人情報保護法の5つの基本チェックリストの解説

その1 個人情報を取得する時は、何に使うか目的を決めて、本人に伝える。

- 企業が個人情報を利用するにあたっては、あらかじめ利用目的を特定する必要があります。(例：購入商品の配送のため)
- 個人情報を取得する時は、特定した利用目的を本人に伝えるか、あらかじめHPや店頭での掲示などで公表する必要があります。
- ただし、個人情報を取得する状況において利用目的が明らかであれば、逐一相手に伝える必要はありません。
(例：配送伝票にお客様が氏名・住所等を記入する場合などは配送目的で利用することは明らか)

その2 取得した個人情報は決めた目的以外のことには使わない。

- 取得した個人情報は特定した利用目的の範囲内で利用する必要があります。
(例：商品を配送するためだけに取得したお客様の住所を使って、自社の商品の宣伝はできません。)
- そのため、個人情報の取得にあたっては、何に使うか利用目的をしっかりと考えようとして、本人に伝えましょう。
- また、すでに取得している個人情報を特定した目的以外のことに利用したい場合は、あらかじめ本人の同意を得てください。

以下、個人情報をデータベース化(特定の個人を検索できるようにまとめたもの)した場合のルール

(例：パソコンの管理ソフトでまとめる、50音順の名簿を作成する)

その3 取得した個人情報は安全に管理する。

- 個人情報をパソコンで管理したり、名簿等にまとめた場合は、安全に管理する必要があります。
(例：電子ファイルであればパスワードを設定する、ウイルス対策ソフトを入れる、紙媒体であれば施錠できるところに保管する。)
- また、従業員が会社の保有する個人情報を私的に使ったり、言いふらしたりしないよう、社員教育を行いましょう。

その4 個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る。

- 個人情報を他人(本人以外の第三者)に渡す場合は、原則、本人の同意が必要になります。
- ただし、以下の場合等は本人の同意を得なくても、個人情報を他人に渡すことができます。
 - ・法令に基づく場合(例：警察からの照会)
 - ・人命に関わる場合で本人から同意を得るのが困難なとき(例：災害時)
 - ・業務を委託する場合(例：商品配送のために配送業者にお客様の氏名・住所を渡す場合)

その5 本人からの「個人情報の開示請求」には応じる。

- 会社が保有している個人情報について本人から開示や訂正等を請求されたら、企業は対応しなければなりません。
- また、その個人情報の利用目的を問われた場合に、しっかりと答えられるようにしておきましょう。

個人情報保護法は企業の個人情報の取扱いのルールを定めた法律です。

個人情報保護委員会HPより
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/5c
heck_list.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/5check_list.pdf)

こんなところからも秘密は漏れる

- 秘密書類・ファイルなどを広げたまま、席を外す
(社内だから安心、とは限りません)
- 従業員が私的に利用しているSNSで営業秘密等を漏えいすることがある
例) 「今度、●●プロジェクトに抜擢されたー！」
「上司と出張ランチなう！」(お店の写真とともに)
「誰か●●に詳しい人、知らない？」 など
- 社外での会話や作業に要注意
例) 居酒屋で仕事の話で盛り上がった！(お隣の客は大丈夫？)
新幹線の中でパソコンで作業！(結構、周囲から見えます！)
- 退職者との会話にも要注意
例) 退職した友達と久しぶりに会い、昔話に花が咲いた！(それって昔話？)
- 他社の営業秘密の漏えいにも要注意
漏えい時には、秘密保持契約(NDA)違反となるおそれもある

広報と営業秘密

- 営業秘密の管理が不十分な企業が少なからずある
- 営業秘密＝新商品のセールスポイントとなっていることもある



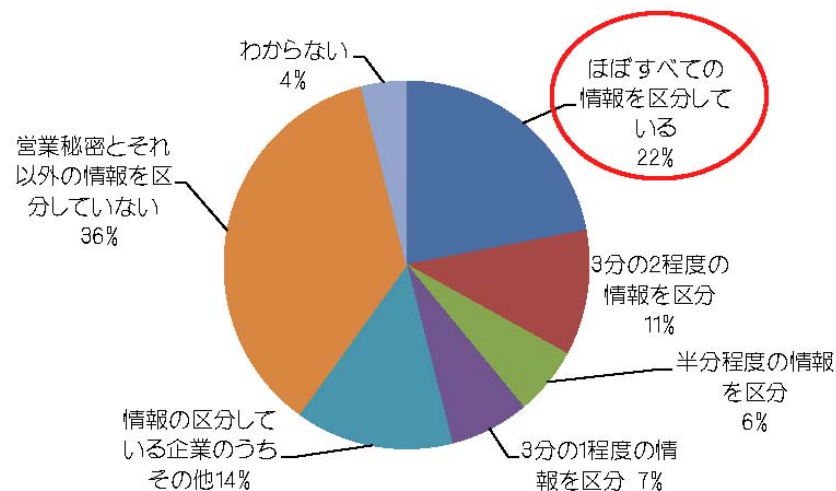
広報が、「営業秘密」だと認識しないまま、広告等に掲載！

(例)商品にA物質を加えたことにより、従来品よりも品質が向上した



広告に、「A物質配合！だから、効果アップ！」のように記載してしまった。

営業秘密情報の区分状況



(出典) 経済産業省『平成24年度 人材を通じた技術流出に関する調査研究』アンケート調査(回答約3000社)

退職者と秘密保護

- 退職者が、その後の就職先で営業秘密を利用することがある
- 退職者の頭の中にある「知識」は規制できないのか？

愛知製鋼営業秘密流出事件

- 愛知製鋼の元役員らが、磁気センサに関する営業秘密を、自身が新たに作った会社で使用したことにより、営業秘密の流用として刑事告訴された
- 6件の告訴は全件不起訴、追加で告訴された1件のみ公判中
- 流出したとされる営業秘密は、「『ワイヤを張る』『整列させる』『切る』といった一般的な動作のことで、すでに国際会議での発表や大学との共同事業の報告書でも公に知られている」と反論している



退職時の対処

- ① 退職者が関与した秘密事項を精査
- ② 秘密事項について特許出願を検討
- ③ 秘密として保護する場合には、秘密事項を具体的に列挙した上で秘密保持の誓約書を作成
- ④ 競業避止契約は、無効と解される可能性があるので要注意

まとめ

- ◆秘密の漏えいは、会社にとっても、個人にとっても損失
- ◆秘密情報を漏えいすると、損害賠償請求を受け、刑事罰を受けることもある
- ◆秘密に対する意識向上、秘密の管理が重要
- ◆秘密を護るのは、従業員1人1人の責務